

神奈川県行政書士政治連盟旅費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、神奈川県行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）規約第 13 条に規定する役員等に対する旅費の支給についての基準を定める。

(旅 費)

第 2 条 本連盟役員及び各委員会委員が会務のため出張したときは、旅費を支給することができる。

2 本連盟会員が、会務のため会長の意を受けて出張する場合も前項と同様とする。

3 旅費は、交通費、日当及び宿泊費とする。支給額は、別表のとおりとする。

(交 通 費)

第 3 条 交通費は、出張者の事務所から目的地までの通常の交通機関を利用した費用の往復とする。

(日当及び宿泊費)

第 4 条 日当は、出発の日より用務終了して帰着の日までの旅行日数に応じて、宿泊費は、宿泊数（夜数）に応じて算定支給する。

(旅費前渡金)

第 5 条 旅費は、概算により仮払いを受けることができる。

2 仮払いを受けた旅費は、帰着後 10 日以内に精算するとともに、その使用内訳報告書を財務委員会に提出する。

(請求と報告)

第 6 条 旅費の支給を受けるときは、本連盟所定の請求書をもって請求し、出張報告書を提出しなければならない。

(競合の場合の不支給)

第 7 条 日本行政書士政治連盟（以下「日政連」という。）が開催する役員会等に出席する構成員に対する旅費については、日政連の支給基準に則り、支給を受けた場合には、本連盟はその支給をしない。

2 前項の適用外のもので、かつこれらの会議に出席する構成員及び本連盟の会長の要請を受けて出張若しくは出席する者については、別表を適用して旅費を支給する。

(重複の場合の不支給)

第 8 条 出張の目的である事柄が 2 以上ある場合において、出張先が同一であるときは、その旅費の重複支給はしない。

(みなし支給)

第 9 条 出張者が出張の途中やむを得ない事故又は事由の発生により、出張の目的が達せられず引き返したときも、これを出張とみなし、正規の旅費を支給する。

(本連盟役員及び各委員会委員等に対する適用則)

第 10 条 本連盟が開催する役員会等に出席した構成員及び会長の指名等により特別に出席した者に対しては、別表を適用して旅費を支給する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行をもって「神奈川県行政書士政治連盟旅費細則」を廃止する。

別 表

交通費	交通費は、実費を支給する。	
日 当	① 1以上の出張目的の事柄が、 午前から始まり午後にもたが る場合 ② 1以上の出張目的の事柄が、 5時間以上に亘る場合 ③ 県外出張の場合 10,000円	左欄以外の場合 5,000円
宿泊費	宿泊費は、実費を支給する。	